# 第15回市民会議で優先的に協議いただく事項

※末尾の数字は第14回市民会議で使用した【資料2】の番号

#### 【(2)プロセス検討会案がないもの】

- □参加・参画の文言の整理(10、11)
  - ⇒ (第14回市民会議 資料4-2)、(第14回市民会議 総務課文書担当資料「1 参加と参画について」)
- □ 『協働』の定義について (6)
  - ⇒ (第14回市民会議 資料4-3)、(第14回市民会議 総務課文書担当資料 「3 第6条をはじめとする、協働の主体に関する規定について」)
- □市に関する条文【「~しなければならない」、「~ものとする」、「~努めなければなら

ない」、「~努めるものとする」】(43)

- ⇒ (第14回市民会議 資料4-4) …想定質問 Q11
- □ 第 18条、第 21 条について (34) | ⇒ (第1 4回市民会議 資料2別紙)

## 【(3)会長の気づき】

□『(仮称)まちづくり基本条例』の名称について

#### 会長より

この条例の名称は現在『(仮称) まちづくり基本条例』となっているが、この条例の内容と 照らし合わせて相応しいかどうか。『まちづくり』という言葉が広すぎてわかりにくいという 意見がフォーラムでもあった。

この条例の根幹となっているのはやはり『協働』だと思うので、それを踏まえて、例えば『協働のまちづくり条例』とか、この条例の内容に相応しい名称もあわせて検討していただきたい。

## 【(4)中間案で共有できなかったもの】

□中間支援(組織、機能) ⇒(第14回市民会議 資料3-3)